

特定非営利活動法人しろい地図

防災マニュアル

## 1. 目的

この防災マニュアル(以下防災マニュアルと呼ぶ)は、特定非営利活動法人しろい地図(以下法人とよぶ)が自然災害の被害や影響を最低限とするため、児童や職員の安全を最大限確保するための対応について、あらかじめ定めるものとします。

## 2. 火災に関する予防

### ①火気設備器具について

- ・火気設備器具の周囲は定期的に清掃を行い、可燃物を決して置きません。
- ・火気設備器具を使用する場合は、常に監視出来る状態で使用します。  
その場を離れる場合は消火してから移動します。
- ・取り扱い注意事項を守り、故障や異変に気づいた場合は直ちに使用を中止します。
- ・就業時には火気設備器具の点検を行い、安全を確認します。

### ②喫煙について

- ・児童が通う施設であるため、施設周辺は禁煙とします。  
喫煙者は個人の責任をもって、周囲の迷惑にならない場所にて喫煙します。

### ③避難口の維持について

- ・避難口の周囲には物を置かないようにし、避難を妨げないようにします。

### ④放火の防止について

- ・建物の周囲に可燃物を放置しません。  
可燃物および危険物は鍵のかかる倉庫で保管します。
- ・倉庫は、使用しないときは必ず施錠します。
- ・事業所外に不審者がいた場合、警察へ通報するなど適切に対処します。

### ⑤火災時の対応について

- ・119番に通報します。
- ・初期消火が可能であれば、消火器を使用して消火します。
- ＊管理者または当日の責任者が判断をします。
- ・避難口を開放して、建物外へ出ます。
- ・安全を確保した後、管理者へ報告。その後の対応などについて、指示を仰ぎます。
- ・安全を確保した後、保護者へ電話等で連絡します。

### 3.地震に対する備え

#### ①食料などの備蓄について

- ・保存可能な食料や水を（定員人数＋スタッフ）×3日分確保します。
- ・毛布などの防寒用品を必要分用意します。
- ・その他必要に応じて、防災備品を用意します。

\*放課後デイの場合：45日分を確保。

定員 10人＋スタッフ 5人→15人分×3日分  
（アイアム・キンダーハイムこうなん）

\*相談事業所の場合：15日分を確保。

定員なし ＋スタッフ 5名→ 5人分×3日分  
（相談事業所 POP）

#### ②地震発生時の対応について

##### 【発生直後】

- ・地震発生直後は、落下物から身を守ることを優先します。
- ・避難口のドアを開け、安全を確保します。
- ・火を消して、ガスの元栓を閉めます。
- ・窓や蛍光灯、ガラス製品の近くからは離れます。

##### 【揺れが収まったら】

- ・安全を確保出来る場所へ避難します。
- ・要救助者がいないか確認します。
- ・ラジオなどで情報を確認します。
- ・避難する際は、最低限の荷物にします。

##### 【その他】

- ・余震に注意して行動します。
- ・川や海、倒壊の危険性がある建物などには近づかないようにします。

### 3、風水害の場合

#### 【風水害が予測される場合】

- ・ラジオやテレビ、インターネットなどで最新情報を把握します。
- ・停電等に備えて、ラジオや懐中電灯を用意します。
- ・ガスの元栓を閉めて、火事の発生を防ぎます。

#### 【避難を判断する場合】

- ・行政の避難指示があった場合。
- ・管理者および当日の責任者が危険であると判断した場合。
- ・その他緊急を要する場合。

### 4、避難する場合

- ①上記の災害または、それに準ずる災害が生じた場合、地域の避難場所へ移動します。
- ②安全を最優先とし、余力があれば事業所入口付近に避難場所を書いたものを置いてから移動します。
- ③避難を終えて、安全を確保した後に各家庭へ連絡します。  
電話が繋がらない場合を想定し、可能な範囲で SNS 等やホームページなどで情報を発信します。

### 5、その他

- ①この規定は平成 30 年 4 月 1 日より適用します。
- ②この規定は 2024 年 4 月 1 日より適用します。
- ②この規定に定めがないものについては、その都度協議を行います。